

南湖小学校
いじめ防止基本方針



令和4年4月
南アルプス市立南湖小学校

《目 次》

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) 学校の基本方針の内容	
	(2) いじめの定義	
	(3) いじめに関する基本的認識	
2	いじめ対策の組織	3
3	未然防止の取組	4
4	早期発見の取組	4
5	いじめへの対処	5
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応	
	(3) いじめられた児童又はその保護者への支援	
	(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言	
	(5) いじめが起きた集団への働きかけ	
	(6) ネット上でのいじめへの対応	
	(7) いじめの認知、報告	
6	その他の留意事項	6
	(1) 組織的な指導体制	
	(2) 校内研修の充実	
	(3) 校務の効率化	
	(4) 学校評価	
	(5) 家庭や地域との連携について	
7	重大事態への対応	7
	(1) 調査を要する重大事態の例	
	(2) 調査主体	
	(3) 調査を行う組織	
	(4) 調査の趣旨及び調査の方法	
	(5) 調査結果の提供及び報告	
8	いじめ防止指導計画	10
9	「南湖小学校いじめ防止基本方針」の周知について	11
	(1) 職員への周知と共通理解	
	(2) 保護者への周知	
	(資料) 子どものサイン発見チェックリスト (家庭用)	
	いじめのサイン発見チェックリスト (学級担任用)	
	いじめの早期発見・早期対応の具体的な流れ	

【1 いじめ問題に関する基本的な考え方】

はじめに

いじめは、いかなる理由があっても決して許される行為ではない。いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解することが必要である。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

本校では、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、望ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく。

本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、山梨県及び南アルプス市の基本方針に基づき、学校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（1） 学校の基本方針の内容

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、南アルプス市、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（2） いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止推進委員会」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又はクラブ活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

一方、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることをとする。

(3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - ・いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
 - ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじまは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

【2 いじめ対策の組織】

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止推進委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ防止推進委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校医、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

「いじめ防止推進委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・定例の「いじめ防止推進委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

【3 未然防止の取組】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していきたい。

また、家庭・地域への啓蒙を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

【4 早期発見の取組】

いじめは、早期発見が最も大切になる。そのために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを周りの人すべてが認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取り、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。その際、いじめの定義について教職員及び児童に共通理解を図る。児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

- ① アンケート調査（各学期末）
- ② 学習ノート，生活ノート，日記，連絡帳，
- ③ Q-Uの実施と考察
- ④ 個人面談（児童対象）
- ⑤ 個別懇談（保護者対象）
- ⑥ 日々の観察
- ⑦ 保健室の様子
- ⑧ 本人からの相談
- ⑨ 周りの友達からの相談
- ⑩ 保護者からの相談・情報
- ⑪ 地域の方からの情報
- ⑫ 毎月の職員会議での定期的な全職員による情報交換

【5 いじめへの対処】

（1） 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（2） いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為をやめさせる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止推進委員会」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、すみやかに関係児童から事情を聞き取り、事実の有無の確認をする。事実確認の結果は、校長が責任を持って設置者に報告するとともに、被害・加害児童の親に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底的に守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

まず、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。プライバシーには十分注意しながら、次のような対応を行う。

- ① 家庭訪問により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ② いじめられた児童を徹底して守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。(必ず全職員で確認する)
- ③ 状況に応じていじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるような環境の確保を図る。
必要に応じて心理や福祉の専門家、教育経験者、警察官経験者など外部の協力を得る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることも考えられる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせる。たとえいじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、当事者だけでなく、周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

(6) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できたりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。学校設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施する。パスワード付きサイトやSNS、メール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくい。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての啓発活動を推進し、理解を求めていく。

(7) いじめの認知、報告

いじめの認知にあたっては、いじめはどの子供にも起こりえるものであることを十分認識し、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」と言った教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用するなどの方法により、定期的に児童から直接情報を聞く機会を必ず設ける。さらに、日常の学校生活を通して個々の児童の状況を十分把握した上で認知されたものを認知件数として計上する。アンケートで何らかの訴えがあった場合、「いじめ」という表現が使用されていない場合でも、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する。

いじめの認知件数は、定義に該当するいじめを受けた児童ごとに1件として扱う。この際、同一人物

が異なる時期に別の児童からいじめを受けていても1件として扱う。認知件数は、いじめられた児童の
実人数であることに留意し、具体的ないじめ行為の回数を記入しないようにする。

【6 その他の留意事項】

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の
教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で
情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とする
よう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

また、いじめ問題等に関する指導記録を保存し、新級・転学・進学に当たっては適切に引き継ぐ。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保を行う。

(4) 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域
が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【7 重大事態への対応】

(1) 調査を要する重大事態の例

- ① 生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ② 児童が自殺を企画した場合
- ③ 身体に重大な傷害を負った場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ 精神性疾患を発症した場合
- ⑥ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席
しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ⑦ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 調査主体

学校は、学校の設置者への報告・指導を受け、その調査を行う主体やどのような調査組織にする
のかを判断する。

① 教育委員会が調査の主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合である。

② 学校が調査主体となる場合

学校の設置者から必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援を要請する。

(3) 調査を行う組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接的な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加えるなど、公平・中立を確保する。

(4) 調査の趣旨及び調査の方法

事実関係を明確にするための調査を実施する。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴取が可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴取するとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

② いじめられた児童からの聴取が不可能な場合(入院等)

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査は、原則として在籍児童や教職員等に対して質問紙・聴取り調査などを行う。

③ いじめられた児童が死亡した場合

- ・二次的な自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずる

ことを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。

- ・遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、学校が主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。
- ・できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的、かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、学校の設置者から情報の提供について必要な指導を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。

④ その他

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断ない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の適切な提供

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法説明をする。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供をする。

② 調査結果の報告

調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。

【8 いじめ防止指導計画】

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		いじめ対策 推進委員会	事案発生時に緊急対応会議の開催		職員研修	いじめ対策 推進委員会
防止 対策	学級開き 保護者会 等で啓発	学級づくり・人間関係づくり・ソーシャルスキルの習得			個別懇談会	教育相 談機関
早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめア ンケート	学校評価	教育相 談機関	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		事案発生時に緊急対応会議の開催			いじめ対策 推進委員会	
防止 対策	人権教室	学級づくり・人間関係づくり・わかる授業づくり			学年懇談	
早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめア ンケート	教育相 談機関	学校評価	いじめア ンケート
					いじめア ンケート	教育相 談機関

【 9 「南湖小学校いじめ防止基本方針」の周知について】

(1) 職員への周知と共通理解

職員会議で「南湖小学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図るとともに、日常的なこまめな情報交換により、気になる児童の様子について共通理解を図る。

いじめと認知した事案については、学級担任一人で抱え込まず、いじめ防止推進委員会において、組織的な対応をするとともに、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けて取り組む。

(2) 保護者への周知

保護者への周知については、PTA総会などで資料提供をするとともに、学校ホームページに掲載することにより、広く「南湖小学校いじめ防止基本方針」について公開をしながら、啓発をしていくとともに、保護者及び地域と連携を図りながら、いじめの未然防止に取り組む。

子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)

年 組 ()

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校まで御相談ください。

項 目	○×
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった(風呂にはいることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)。	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋にひとりでいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたたり、汚れていることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ますことがある。	
13. 言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。	
18. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金を持っている。	
○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書き下さい。	

※ この表は「いじめ対応の手引き」(平成19年3月発行)の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて作成したものです。

いじめのサイン発見チェックリスト(学級担任等)

(月 日～ 月 日) 記入者名 ()

種別	チェック項目	該当子ども名
登校時	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
嫌悪	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
休み時間	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
給食掃除	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 人目の付かない場所に行くことが多い。	
	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
部活	17. 給食の食べ残しが多い。	
	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片付け、仕事を押しつけられている。	
下校	20. 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	21. 準備や後片付けを押しつけられることが多い。	
	22. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
その他	23. 一人で帰ることが多い。	
	24. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	25. 上履きなど物がなくなることがある。	
	26. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	27. 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	28. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
○これまでの反省と今後の方針		

いじめの早期発見・早期対応の具体的な流れ

